

事例番号:270128

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 3 日の胎児心拍数陣痛図では胎児健常性は良好

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 5 日 20:30 自然破水

21:30 前期破水のため入院、陣痛発来

4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日

21:50- 分娩監視装置装着

基線細変動は減少、一過性頻脈なし、胎児心拍数基線 170 拍/分
の頻脈

22:05 完全破水

妊娠 37 週 6 日

1:14 経膈分娩により児娩出

胎児付属物所見 羊水混濁なし、血性羊水著明、臍帯巻絡なし、臍帯卵膜付着
胎盤病理組織学検査:絨毛膜羊膜炎(Grade3)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 6 日

(2) 出生時体重:2995g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) アプガースコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:未実施

(6) 診断等:新生児一過性頻呼吸、頭蓋内出血

(7) 頭部画像所見

生後 10 日 基底核、視床、内包、脳幹部や小脳歯状核、大脳皮質に低酸素性変化が認められた

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院前に子宮内で生じた一時的な胎児胎盤循環不全による虚血性の中樞神経障害であると考ええる。

(2) 入院前に生じた一時的な胎児胎盤循環不全の原因は、臍帯血流障害の可能性が高い。

(3) 絨毛膜羊膜炎が増悪因子となった可能性がある。

(4) 胎児中枢神経障害の発症時期は、妊娠 37 週 3 日以降、37 週 5 日入院以前と考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 入院後の胎児心拍数陣痛図所見の判読(一過性頻脈と思われるもの 1 時間に 2 回あり)は一般的ではない。

(2) 妊娠 37 週 5 日の入院後の胎児心拍数陣痛図記録は、入院時にはレベル 3 の異常波形(軽度)であるが、その後、基線細変動が認められる時間帯もあり、経時的にはレベル 2 の亜正常波形とレベル 3 の両方の波形が出現している。この状況で、医師へ報告し、かつ連続監視としながら経膈分娩としたことは一般的

な対応であるという意見と、レベル 3 が認められる時間帯がある状況で、分娩時に急速遂娩の準備および医師の立ち会いがなされていないことは一般的ではないという意見がある。

- (3) 0:55 以降児娩出までの胎児心拍数陣痛図の記録がないことは基準から逸脱しているが、分娩室入室後、短時間で児娩出となっており、分娩監視装置を装着する時間的余裕がなかった可能性が高い。
- (4) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児の蘇生法は一般的である。当該分娩機関 NICU における一連の治療、処置は一般的である。
- (2) 新生児の痙攣様運動のため頭部 CT 検査を行い頭蓋内出血の所見を認め、高次医療機関に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」を再度確認し、胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう、助産師も含め院内勉強会を開催することや研修会へ参加することが望まれる。
- (2) 原因分析にあたって、パルグラムに記載または「原因分析に係る質問事項および回答書」の時刻と胎児心拍数陣痛図の印字の時刻が一致していなかった。医療に係る安全確保という観点からも、記録を正確にする意味でも分娩監視装置等の機器類の時刻を合わせておくことが強く勧められる。
- (3) 周産期予後が悪かった例においては、分娩後の事例検討や再発防止のためのシステム改善を行うことが望まれる。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析は、分娩前の胎児の状態把握に有用であるため、実施することが望まれる。
- (5) 本事例においては、家族から意見が多く提出されているため、医療従事者が妊産婦と円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

分娩時に重症の低酸素・酸血症を呈しておらず、分娩前の数日間に発生した異常が中枢神経障害を引き起こし脳性麻痺を発症したと推測される事例がある。同様の事例を蓄積して、疫学のおよび病態学的視点から、調査研究を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。